

新規就農者育成総合対策 (就農準備資金・経営開始資金：国補) 〔資金面の支援〕

● 意欲ある新規就農者が定着し、経営発展していくために、研修期間中の研修生への資金（就農準備資金）と、新たに経営を開始する者への資金（経営開始資金）を交付します。

交付対象者

- (1) 就農準備資金：研修後に、49歳以下で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する研修期間中の研修生
- (2) 経営開始資金：経営開始時に49歳以下の認定新規就農者

交付額と交付期間

- (1) 就農準備資金：年150万円、最長2年間（県等が交付）
- (2) 経営開始資金：年150万円、最長3年間（市町が交付）

その他

- ・前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則600万円未満であること。
- ・農業次世代人材投資事業の交付対象者は、対象外。
- ・「就農準備資金」の交付対象者は、農業大学校や新規就農者の里親登録者など、県が認めた研修機関で研修を受けること。
- ・「経営開始資金」の交付対象者は、「1-2-2 経営発展支援事業」の補助対象事業費上限が500万円になる。

お問い合わせ先

- ・市町農業担当課
- ・各農業改良普及センター